

事 務 連 絡
令和6年2月21日

日本医学会 御中

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインに関する
Q&Aについて（その4）

平素より薬事行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインについて」（平成30年9月25日付け薬生発0925第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の円滑な運用を確保する一環として、第1-3販売情報提供活動の原則（2）④の他社製品の誹謗等の禁止及び第4-3未承認薬・適応外薬等に関する情報提供についてのQ&Aを都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)薬務主管課あてに別添（写）のとおり発出しました。

つきましては、貴会会員等に対し周知方いただきますとともに、引き続き適正な広告活動の推進にご協力いただきますようお願いいたします。